

2024年9月13日

各位

会社名 ソフトバンク株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川潤一
(コード番号: 9434 東証プライム市場)
問合せ先 財務経理本部 本部長 小野口 亘
(TEL. 03-6889-2000)

第2回社債型種類株式優先配当金の配当率の決定に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社は、2024年8月30日開催の取締役会において決議しました第2回社債型種類株式の発行(以下「本募集」)に関し、本日付の取締役会において第2回社債型種類株式優先配当金の配当率を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 配 当 年 率 (i) 2030年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年3.200%(注1)
- (ii) 2030年4月1日以降、2050年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日(年率基準日)における1年国債金利(注2)に2.960%を加えた率
- (iii) 2050年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その年率基準日における1年国債金利に3.710%を加えた率
- (注1) 2025年3月31日を基準日とする第2回社債型種類株式優先配当金の額は、126.24円(1年を365日とする日割計算)となります。
- (注2) 詳細につきましては、2024年8月30日付「第2回社債型種類株式の発行決議ならびに資本金および資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 申 込 期 間 2024年9月17日(火)から2024年10月2日(水)まで

<ご参考>

I. 上記を除く第2回社債型種類株式の発行条件

1. 募集株式の種類および数 ソフトバンク株式会社第2回社債型種類株式 25,000,000株
2. 発行価格(募集価格)の総額 2,000億円(1株につき8,000円)

ご注意:
この文書は第2回社債型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 払 込 金 額 1株につき8,000円
4. 増加する資本金および 増加する資本金の額
資 本 準 備 金 の 額 1,000億円(1株につき4,000円)
増加する資本準備金の額
1,000億円(1株につき4,000円)

(注) 当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、本募集による第2回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金および資本準備金の額と同額の資本金および資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しております。

5. 払 込 期 日 2024年10月3日(木)
6. 上 場 (売 買 開 始) 日 2024年10月4日(金)

II. 今回の調達資金の使途

本募集による手取概算額194,400,000,000円については、生成AIを用いたサービスの実現、次世代社会インフラの構築など中長期的な企業価値の向上に資する成長投資資金として、その設備投資資金に充当していくことを想定しております。当社は、北海道苫小牧市に構築するデータセンター、シャープ堺工場を活用した大規模なAIデータセンターの構築、そのほかの次世代社会インフラの構築に向けた成長投資を計画しており、2027年3月までに当該資金を充当する予定です。

以 上

ご注意：

この文書は第2回社債型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。